

令和7年度 原水水質検査結果(No.1濾過機処理前)

採取場所 (羽合浄水場)		No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前
採水日		4月15日	5月21日	6月16日	7月15日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月3日	1月20日	2月19日	3月12日
前日天候		雨	晴	晴	雨	晴	晴	曇	曇	晴	晴	晴	晴
当日天候		雨	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	雪	晴	晴
気温		8	27	32	32	31	29	21	15	8	3	7	9
水温		16	19	19	19	20	19	18	17	15	16	17	16
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	0.06	0.05	0.06	0.04	0.04	0.06	0.07	0.05	0.04	0.06	0.04	0.10
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	0.59	0.58	0.39	0.59	0.62	0.67	0.50	0.49	0.55	0.42	0.30	0.76
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和7年度 浄水水質検査結果(No.1濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後							
採水日		4月15日	5月21日	6月16日	7月15日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月3日	1月20日	2月19日	3月12日								
水温		16	17	19	19	18	18	17	18	16	15	17	16								
残留塩素		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.30	0.50	0.40	0.50	0.50	0.50	0.60								
検査項目	水質基準	検査結果																			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。																			
2	大腸菌	検出されないこと																			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。																			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。																			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。																			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。																			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。																			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。																			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。																			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。																			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。																			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																			
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.07	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																			
37	マンガン及びその化合物	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.008	0.005	未満	0.047	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。																			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																			
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。																			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。																			
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。																			
48	味	異常でないこと。																			
49	臭気	異常でないこと。																			
50	色度	5度以下であること。																			
51	濁度	2度以下であること。																			

令和7年度 浄水水質検査結果(No.2濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	
採取日		4月15日	5月21日	6月16日	8月19日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月3日	1月20日	2月19日	3月12日		
水温		16	17	19	18	18	18	17	18	16	16	17	16		
残留塩素		0.50	0.50	0.50	0.50	0.60	0.30	0.50	0.40	0.50	0.40	0.50	0.50		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	0.007		0.005		0.006		0.011		0.01		0.006		0.007	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

令和7年度 浄水水質検査結果(No.3濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後					
採取日		4月15日	5月21日	6月16日	7月15日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月15日	1月20日	2月19日	3月12日								
水温		16	18	22	18	19	18	19	18	16	14	17	15								
残留塩素		0.50	0.40	0.40	0.40	0.50	0.30	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.60								
検査項目	水質基準	検査結果																			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。																			
2	大腸菌	検出されないこと																			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。																			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。																			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。																			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。																			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。																			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。																			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。																			
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること。																			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。																			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																			
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																			
37	マンガン及びその化合物	0.005	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.006	0.005	未満	0.006	0.005	未満	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。																			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																			
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																			
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。																			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。																			
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。																			
48	味	異常でないこと。																			
49	臭気	異常でないこと。																			
50	色度	5度以下であること。																			
51	濁度	2度以下であること。																			

令和7年度 浄水水質検査結果(はわい長瀬)

採取場所 (はわい長瀬)		新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	
採取日		4月15日	5月21日	6月16日	7月15日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月3日	1月20日	2月19日	3月12日			
水温		12	21	25	29	32	27	21	16	12	8	6	9			
残留塩素		0.50	0.40	0.40	0.50	0.40	0.20	0.50	0.40	0.30	0.40	0.40	0.50			
検査項目	水質基準	検査結果														
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。														
2	大腸菌	検出されないこと														
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。														
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。														
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。														
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。														
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。														
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。														
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。														
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。														
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。														
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。														
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。														
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。														
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。														
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。														
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。														
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。														
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。														
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。														
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。														
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。														
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。														
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。														
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。														
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。														
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。														
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。														
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。														
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。														
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。														
38	塩化物イオン	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。														
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。														
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。														
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。														
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。														
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。														
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。														
48	味	異常でないこと。														
49	臭気	異常でないこと。														
50	色度	5度以下であること。														
51	濁度	2度以下であること。														



令和7年度 浄水水質検査結果(南谷)

採取場所 (南谷)		ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場	ハワイ夢広場
採取日		4月15日	5月21日	6月16日	7月15日	8月20日	9月9日	10月20日	11月20日	12月3日	1月20日	2月19日	3月12日	
水温		11	21	21	26	30	30	21	15	13	8	6	9	
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.50	0.40	0.20	0.40	0.40	0.30	0.40	0.50	0.50	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和7年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(羽合浄水場)		第1	第2	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
採取日		5月21日	5月21日		6月16日	4月15日		6月16日	4月15日	4月15日
前日天候		晴	晴		晴	晴		晴	晴	雨
当日天候		晴	晴		晴	曇		晴	曇	雨
気温		20	20		32	13		30	13	8
水温		18	19		19	16		20	15	16
検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)	検査結果								
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0		0	0		0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性		陰性	陰性		陰性	陰性	陰性
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001	0.004		0.002	0.001 未満		0.002	0.003	0.001
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.11		0.1 未満	0.6	0.3
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.13		0.09	0.12		0.08	0.11	0.08
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。									
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。									
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。									
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
25 ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。									
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。									
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。									
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。									
30 プロモホルム	0.09mg/l以下であること。									
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。									
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.06		0.12	0.03		0.08	0.03 未満	0.03 未満
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	23	52		48	51		70	46	39
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	1.6	0.046		1.6	0.008		0.69	0.005 未満	0.007
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	16	21		19	16		18	19	18
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	64	19		65	58		57	5.3	50
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。	170	180		210	200		260	160	170
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下であること。	0.3	0.3 未満		0.4	0.3 未満		0.4	0.3 未満	0.3 未満
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.0	7.6		7.4	7.4		7.4	7.6	7.5
49 色度	5度以下であること。	1 未満	1 未満		1	1 未満		1 未満	1 未満	1 未満
50 臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない		異常でない	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0		0	0		0	0	0

